

## 第2回個人情報保護政策に関する懇談会議事録

日時：令和8年2月2日（月）13：00～15：16

場所：個人情報保護委員会 委員会室・オンライン

出席者：

### （1）会長及び会員

宍戸会長、石井会長代理、阿南会員、石川会員、岡田会員、神谷会員、河村会員、小林会員、下井会員、関会員、曾我部会員、高橋会員、丹野会員、富浦会員、別所会員、村上会員、山本会員

### （2）個人情報保護委員会

手塚委員長、佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催させていただきます。

本日は、皆様方、お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。進行を務めさせていただきます、総務課長の戸梶でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議事に入る前に、事務局より2点御連絡申し上げます。

まず1点目といたしまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

資料1といたしまして「個人情報保護政策に関する懇談会開催要綱」

資料2といたしまして「小林会員資料『プライバシーガバナンスの現状と課題～データ活用を促進するガバナンス構築に向けて～』」

資料3といたしまして「高橋会員資料『プライバシーガバナンスとPETs』」

参考資料1といたしまして「令和8年度予算案・機構定員の概要」

参考資料2-1といたしまして「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針（概要）」

参考資料2-2といたしまして「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」となります。

お手元にそろってございますでしょうか。

なお、資料1の開催要綱につきましては、別紙のほうでございますが、会員名簿におきまして、石井会員が、前回第1回の懇談会で会長代理となられ、その後、お役職の変更がございましたので、更新の上、お配りさせていただくものでございます。要綱本文につきましては、変更箇所はございません。

2点目でございます。オンライン参加の会員の方、本日は石井会長代理となりますけれ

ども、御発言時はマイクをオフにしていただければということをお願いいたします。

御発言希望時には、挙手ボタンでなく、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見まして、発言者を指名する方式で進めさせていただきます。

そのほか何かございましたら、チャットで随時事務局に連絡いただければ対応させていただきます。

本日の御出席者につきましては、お手元の御出席者名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

それでは、宍戸会長から御挨拶いただきますとともに、以後の進行を宍戸会長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○宍戸会長 承知いたしました。

皆様、こんにちは。本日は、第2回「個人情報保護政策に関する懇談会」に御出席いただきまして、感謝申し上げます。

この懇談会でございますけれども、会員の皆様と透明性のある形で意見を交換し、個人情報保護政策に関し、相互理解を促進するとともに、国内外におきます個人情報等の保護と利活用や関連技術の動向等を把握していくことにより、実情に即したより包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資することを目的として開催させていただいているものでございます。

本日でございますけれども、2025年度、今年度の大枠のテーマでございます「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的な取組」に即しまして、第1回会合に引き続き、個人・消費者と事業者等との間の信頼の醸成に向け、意義のある情報交換、また対話を深めていくことができればと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

さて、前回第1回、9月19日の会合におきましては、「事業者等の自主的取組とそれへのインセンティブ」という議題の下、東京大学大学院情報学環教授の越塚会員から、本日は残念ながら御欠席でいらっしゃいますが、「データ利活用と個人情報保護」について大変貴重なプレゼンテーションをいただきますとともに、経済界を代表される会員の方々、また地方公共団体を代表されるの方々より、データ利活用と個人情報保護の自主的な取組について、これも大変貴重な御紹介をいただいたところであります。

さらに、その後の意見交換の場におきまして、皆様から大変示唆に富む御知見、御意見を賜りました。その場で私のほうでも、「個人の権利利益の保護と個人情報の利活用の両立」、「事業者等のガバナンス強化と組織トップの取組の重要性」、「事後対応の重要性」、「事業者等が信頼される主体となる必要性」、「事業者等の自主的取組等のメリットの明確化」といった観点からおおむね整理をさせていただき、しっかり受け止めますと申し上げたところでございます。

実際、その後に開催されました個人情報保護委員会の第334回会合におきまして、私より御報告を差し上げますとともに、国民の皆様幅広く懇談会の議論をお知らせし、共有し

ていただけるよう、委員会ホームページで公表し、また公式SNSでも発信させていただいたところがございます。この資料のチェック等もお手数を煩わせましたが、本当にありがとうございました。

さて、今回の第2回会合でございますが、お集まりいただいた方はお分かりいただけますように、このたび当委員会も新庁舎に移転をして、会議室も変わりました。また、本日、新たな委員も着任したところがございます。そのようなところで、さらに気を新たにしてということでございますが、今回の第2回会合では、先ほど申し上げました「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的な取組」という今年度のテーマの中で、さらに踏み込んで議論していただきたいと考えております。

本日の議題としては、「デジタル化に対応した事業者等のガバナンスのあり方」とさせていただきます。まず、小林会員より「プライバシーガバナンスの現状と課題」についてプレゼンテーション、また、高橋会員から「プライバシーガバナンスとPETs」について御報告をいただきます。両会員に事前にお願ひしましたところ、御快諾だったと思ひますが、お引き受けいただきありがとうございます。

両会員の御報告の後、適切なデータ利活用を推進できる体制・技術、人材育成の現状と課題、海外の状況等といった観点から、会員の皆様から御意見あるいは情報をいただければと思っております。

本日の意見交換におきましても、できるだけ多くの会員から御意見、御示唆をいただき、当委員会の中長期の政策形成につながる機会とさせていただきますと考えております。本日も有意義な懇談会となりますよう、皆様の御協力を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の議題に入ります前に、個人情報保護委員会の直近の動きについて、2点、事務局より簡単に御紹介をさせていただきますと存じます。

お手元でございます参考資料に沿って進めたいと思ひます。

まず、初めに参考資料1でございます。「令和8年度予算案・機構定員の概要」について、事務局より御紹介をお願いいたします。

○戸梶課長 総務課長の戸梶でございます。

私から、昨年末にまとまりました令和8年度の個人情報保護委員会の予算案・機構定員の概要について、簡単に御説明させていただきます。

モニターにも表示させていただきますけれども、参考資料1の1ページ目の総括表を御覧いただければと思ひます。

令和8年度の予算案についてでございますが、一番上の欄にありますように35億7,300万円でございます。令和7年度予算額と比較いたしますと5億7,900万円の減となっております。一見大きな減額となっているように見えますけれども、これは、先ほど会長からもお話がございましたが、当委員会が昨年11月にアルセアタワーの虎ノ門合同庁舎に庁舎移転をいたしてございまして、移転にかかる費用が令和8年度は減となることによるも

のでございます。参考といたしまして、一番下の欄の庁舎移転による影響を除いた額では34億9,400万円となりまして、令和7年度の予算額と比較して1億7,700万円の増となっているところでございます。

1から4までの政策的経費でございますが、1の「個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等」、2の「個人情報及び特定個人情報の取扱いにおける安心・安全の確保」、3の「国際連携の強力な推進」で微減となっておりますけれども、新規事業は全て予算措置されておりまして、また、一部の既存事業につきましては、新規事業のスクラップ財源とするために執行残分などが減額されているところでございまして、必要な事業はしっかりと実施できるものと考えているところでございます。

5の「個人情報保護委員会の運営等」につきましては、庁舎移転による影響を除いた額では増となっております。これは主に給与法の改正、それから組織体制強化の人員増を見込んだ人件費、加えてDXによる業務改革に係る経費の増などによるものでございます。

各論で特筆すべき点を何点か申し上げますと、2ページ目でございますが、1の「個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等」では、ひし形の印一つ目でございますが、今回の議題にも関連いたします、民間事業者における個人情報等のデータガバナンスを確保するための方策の検討、印二つ目、三つ目で、AI等の最新の技術活用に伴う個人情報等への影響やリスク状況の実態把握、諸外国の法制度・個人情報を取り巻く最新の技術や産業の動向の把握などを計上しているところでございます。

4ページ目の5の「個人情報保護委員会の運営等」では、本懇談会の経費をしっかりと確保しているところでございます。

最後になりますが、5ページ目でございます。令和8年度の機構定員の概要についてでございます。

印一つ目、こちらも本日の議題とも関連いたしますが、技術的観点から個人情報保護政策の企画立案を総合的に推進するための体制構築、印二つ目、監視・監督活動の情報収集能力・権限行使の強化などに重点的に取り組むことといたしまして、事務局全体の定員は5名増の242名となっているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○宍戸会長 ありがとうございます。

続きまして、状況の御紹介の2番目でございますが、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」につきまして、参考資料2-1、2-2とございますが、事務局より御紹介をお願いいたします。

○香月参事官 参事官の香月でございます。よろしく願いいたします。

私からは、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しにつきまして、1月9日に個人情報保護委員会におきまして制度改正方針を決定し、公表いたしましたので、その概要を御報告いたします。参考資料2-2を御覧いただきたいと思います。

まず「第1 検討の経緯」でございます。3年ごと見直しにつきましては、令和5年

11月から検討を進めてまいりました。令和7年3月には、「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を公表し、多くの御意見をいただいております。

また、政府全体の動きとしまして、令和7年6月に「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」や各種政府決定が取りまとめられ、個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指すこととされました。

このような状況を踏まえまして、今般、個人情報保護法の改正案の早期提出を念頭に制度改正方針を取りまとめたものでございます。

「第2 制度改正の方針」でございます。先ほど申し上げました「考え方」におきまして、「個人データ等の取扱いに関する本人関与に係る規律の在り方」、「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」、そして「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」という三つに制度的論点を整理し、ステークホルダーとの議論を継続してまいりましたが、今般、改めて四つの柱に整理することといたしました。

参考資料2-1で説明をさせていただきたいと思っております。

四つの柱でございますが、まず一つ目が「適正なデータ利活用の推進」、二つ目が「リスクに適切に対応した規律」、三つ目が「不適正利用等防止」、四つ目が「規律遵守の実効性確保のための規律」でございます。

一つ目「適正なデータ利活用の推進」につきましては、個人データ等の第三者提供、公開されている要配慮個人情報の取得につきまして、統計情報等の作成にのみ利用される場合は本人同意を不要といたします。目的外利用、要配慮個人情報取得、第三者提供における本人同意につきまして、ここに掲げました見直しを行います。

「リスクに適切に対応した規律」につきましては、16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について法定代理人を対象とすることを明文化し、利用停止等請求の要件を緩和いたします。顔特徴データ等について、一定事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和いたします。データ処理等の委託を受けた事業者につきまして、委託された個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行います。漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和いたします。

「不適正利用等防止」についてですけれども、特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報につきまして、不適正利用及び不正取得を禁止いたします。オプトアウト制度について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化いたします。

「規律遵守の実効性確保のための規律」でございますが、命令の要件を見直し、さらに本人の権利利益保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することを可能といたします。違反行為を補助等する第三者に対して当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設けます。個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について、加害目的の提供行為も処罰対象とするとともに法定刑を引き上げ、個人情報

を不正に取得する行為に対する罰則を設けます。最後となりますが、経済的誘因のある大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることといたします。

参考資料 2-2 の 3 ページの 5 の (1) にお戻りいただきたいと思います。「その他」といたしまして、以下の項目につきましても引き続き検討をしていきたいと考えてございます。

まず、「(1) 漏えい等報告の合理化」でございます。漏えい等報告については、体制・手順に係る認定個人情報保護団体など第三者の確認を受けること等を前提とした合理化の方策等について検討を進めていきます。

また、漏えい等報告の対象となる事態のうち、大量の個人データの漏えい等や不正の目的をもって行われたおそれのある行為による漏えい等の中には、サイバー攻撃に起因するものも多く見られるところです。サイバー対処能力強化法が成立いたしましたので、整合性があるものとなるよう整理を進めてまいります。

(2) 関係者の連携でございます。既存の適格消費者団体の活用を念頭に、団体による差止請求制度・被害回復制度の導入について提言を行ったところですが、関係するステークホルダーとの相互の協力関係等の状況、「個人の権利利益を保護すること」を目的とする個人情報保護法と消費者団体訴訟制度との関係の整理等の課題があることを踏まえまして、今回の見直しにおいては制度的な導入については見送ることといたします。

今後、より実効性ある形で個人の権利利益の保護を実現していくために、個人と個人情報取扱事業者との間のコミュニケーションの充実が図られることが重要です。このため、個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いの実情をより具体的に把握し、これを基に関係するステークホルダーとの連携を充実させていきたいと思っております。

最後に「第 3 今後の進め方等」でございます。個人情報保護法の改正案については、国会への早期提出を目指し、いま御説明した方針に基づき、法制面の検討を行うとともに、関係者との調整を継続的に行っていくことといたします。

また、デジタル行財政改革会議において検討中のデータ利活用制度の在り方に関する基本方針に基づく制度整備につきましても、個人情報保護法の改正とも整合したものとなるよう調整を行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○宍戸会長 ありがとうございました。

今、事務局より御説明いたしました 3 年ごと見直しにつきましては、当懇談会の直接の議題ではございませんが、この間、この場におられる多くの方々に情報提供でありますとか、御意見、また対話にお付き合いいただいたということに、私からも感謝申し上げたいと思っております。

また、一番最後に触れました「本人の権利利益の保護の向上のための関係者の連携」と

いう点につきまして、冒頭に説明のありました予算案・機構定員の概要のところでもお話がありましたように、当懇談会が非常に重要な場だと認識しておりますので、本日もそういった観点から様々御意見をいただければと思っております。

それでは、議題の2に移らせていただきます。「デジタル化に対応した事業者等のガバナンスのあり方」に入らせていただきたいと思います。小林会員、高橋会員の順でそれぞれ15分程度、意見交換の前提となるプレゼンテーションをいただきたいと思います。

まず、小林会員から資料2ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○小林会員 今、御紹介いただきました野村総合研究所の小林慎太郎でございます。資料2に基づきましてお話しさせていただきます。

個人情報保護法は2005年4月に初めて施行されたのですが、私は、それより前から国の調査研究などに携わってきました。その後、ビッグデータという言葉ができて、ビッグデータビジネスが盛んになってくると、今度は事業者のほうからプライバシー保護についてのコンサルティングの御依頼が増えまして、そうしているうちに、今はAIということで、近頃は専らガバナンスの構築支援に従事しております。

本日は、日々、プライバシーとデータ活用の狭間で戦っている、奮闘している事業者の代弁者のような気持ちで、実際に事業者の中では、どうなっているのかというのをお伝えし、それから、その課題についてお話しさせていただきたいと思っております。

個人情報については、保護と活用のバランスが大切だということがよく言われますけれども、本日のお話では、そのバランスを超えたその先についてお話しさせていただきたいと思っております。

最初に、なぜプライバシーガバナンスが求められているのかについて、私なりの整理をさせていただき、次に、では実際に事業者がどのような取組をされていて、個別具体のケースはどのようなものかというのをマクロ・ミクロ合わせて御紹介します。それから、3番目に、AIの影響について触れて、最後に、データ活用を促進するガバナンス構築に向けた御提案をさせていただきたいと思っております。

個人情報の取扱いで生じる炎上事件は、とにもかくにも後を絶ちません。色分けしていきます。赤いほうが主に「プライバシー対応に起因」する炎上事件、これはデータ活用が複雑化・高度化することに伴って、説明不足であったり、同意が十分でなかったり、不正に個人情報を取得したりして、そういったことが生じております。

また、青いほうは「情報セキュリティ対応に起因」するもので、安全管理措置の不備というのは当然あるのですが、それ以外にオペレーションミスに起因するものも大変多くなっております。例えば自治体がマイナンバーと公金受取口座等を誤登録したであるとか、大手電力会社が顧客情報を不正閲覧したとか。本当にどちらがプライバシーで、どちらがセキュリティであるかということは、なかなか言いづらいところもあるのですが、それぐらいプライバシーとセキュリティが密接に絡まった炎上事件がたくさん生じているという御案内です。

2番目の事業者の取組として大きな課題は、世界的に激変するプライバシー保護に関する規制強化になります。震源は、欧州の個人情報保護法に相当するGDPR（※1）が2012年に草案が発表されて、その後2018年に施行されるまで紆（う）余曲折し、日本でも法改正をし、米国も連邦法こそまだ成立はしませんけれども、カリフォルニア州法をはじめ今や20州で一般法が施行されているということで、大変な規制強化が進んでおります。日本や欧米諸国に限らず、アジア近隣諸国でも法規制が進んでおまして、特にGDPRを範にして、DPO（※2）やPIA（※3）を法定化するところも増えてきて、我が国の法令よりも厳しい規律を設ける国々も増えております。こうして、事業者は、とにかくリスクというものが次から次へと増大して、同じように対処しては、とてもではないですが個人情報の活用は困難で、どうやったら対処していけるのかというのが、焦眉の課題となっています。

このため、この後の制度改正の話にもつながってまいります。大小様々なリスクにおいて、プライバシーを守る「リスクベース型」への移行が求められています。従来型はと言い切つてよいのかというところはあるのですが、規律を守る、利用目的を特定する、同意を取得する、安全管理措置を講じる、こういった「チェックリスト型」でやっている限りにおいては、リスクというものは防げない。むしろリスクが多様化・複雑化する中で、各プライバシーリスクを特定して、それに応じた対策を講じることが求められます。それに当たっては説明責任を負いますし、ガバナンスも必要です。消費者と対話を通じてトラストを醸成するという実体的なリスクベースの対策が求められ、ガバナンスが一層重要になってくる、というのが、なぜガバナンスが求められているのかというところの理解でございます。

次に、事業者の現況と実践ケースに移ってまいります。

総務省と経済産業省が共管で開催されていた企業のプライバシーガバナンスモデル検討会が出されたプライバシーガバナンスガイドブックで掲載されている図です。こちらは2020年に出されて、大変大きな影響がございました。それまで個人情報保護というのは法令遵守活動の一つでしかなかったわけですが、これは経営マターである、経営者がガバナンスにコミットしなければいけないということを明確に打ち出したことによって、ある意味、様々な経営者にとっては、ウェイクアップコールのようなものになったと認識しております。

もう一つ、この図の中で着目したいのが、真ん中に位置している赤い部分です。プライバシー保護組織、それまで日本の組織体制ではこうした組織をあまり観念することなく、対応するような組織がなかったわけですが、これを明確に打ち出したということで、こうした組織が本当に必要だということが位置付けられたということも、大きな意義があったと思っております。

ここからは、野村総合研究所の自主調査研究によるアンケート調査の結果で、事業者の実際のプライバシーガバナンスの取組について見ていきたいと思っております。

これは2022年からデータを取り出したのですが、最初の3年間は、「すでに取り組んでいる」であったり、「今後取り組む必要がある」といった意欲というものは、3年連続で増加していきました。これは明らかにプライバシーガバナンスガイドブックに端を発した取組が広がっていたということの証左だと思うのですが、あいにく2025年には踊り場に差しかかっているような状況です。私は恐らくAIによる影響なのではないかなと考えております。

10ページ、11ページは、個別の取組についてのデータですので、ここは省略させていただきます。12ページまで参ります。

従来型の企業では、個人情報保護というのは、法務部門が法令チェックをして、情報セキュリティ部門が安全管理措置をチェックして、あとは広報とか、リスクマネジメント部門とか、様々な部門が関わり合いながら、製品・サービスを世の中に出していくわけなのですけれども、そうしていくと、いろいろと落とし穴、隙間ができたり、重複があったりと、大変非効率なわけです。事業部のほうも、あつちはこう言っていたのに、こっちはこう言っていたなんていうことがあるわけですが、それをプライバシーガバナンスガイドブックで出されたプライバシー保護組織のように、一元化される組織ができますと、それをワンストップで対処できるようになり、効率的になっていくというものでございます。

絵的には大変美しいのですが、実際には、これはこの絵のとおり動くかというとなかなか難しく、そこは次のスライド、今日欠席で大変残念なのですが、ここでお礼を言おうと思ったのですが、越塚会員が前回の会合でお示しされた二つのガバナンス構造のモデルです。左側がコマンドアンドコントロールというトップダウン型のモデルで、右側がボトムアップという現場主義型のものです。日本は、どちらかというとも右側のモデルだったということだと思うのですが、明らかに、私が先ほどお見せしたのは、いわゆるコマンドアンドコントロール型の仕組みを想定したガバナンス構造で、これをいかに自律分散型、現場主義型の組織に利かすことができるだろうかと。そのためには、ギャップを埋める仕組みが必要だというのがここからのお話です。

その仕組みとして、一つはPIA（プライバシー影響評価）、実際にやってみるとよく分かるのですが、リスク低減と一緒に議論するコーポレート部門、二線と言いますけれども、それが事業部門、一線と一緒にになって議論することで、目線が合ってきて、こうした活動を通じて、プライバシーというものの重要性が事業部門にも広がっていく。実際に、きめ細かなリスク対応ができるという仕組みになります。

もう一つは、今度は組織的なお話になりますが、事業部門サイドにプライバシー専門チーム又は専門人材、これを「プライバシーチャンピオン」と欧米では呼称されることが多いのですが、この場合のチャンピオンは、擁護する人、味方する人という意味ですが、設置してガバナンスを円滑に機能させるものです。モデルとして二つあって、左側が出島型と呼んでいるもので、各部門を統括して、それを事業部に伝えるパターン。右側は更にもう少し進めた形で、組込み型と我々は呼んでいますけれども、それぞれの製

品・サービスにプライバシー人材、「プライバシーチャンピオン」を割り当てて、それぞれで回していくというものです。

ここからは3社ほど事例を御紹介します。

まずA社ですが、CDO（※4）室、プライバシー保護組織に当たるものなのですが、ここが事業部門側に設置されたプライバシー責任者又はDMO、DMOというのはデータマネジメントオフィスのことで、先ほどの図でいう出島に相当するところになります。このように、この社では一線と二線をつなぐ仕組みをDMOという組織で吸収しているというものになります。

B社の事例は、もう少し更に専門家組織を作った形で、間にクオリティコーディネート室という一線と二線をブリッジする組織を別途新たに設けて、事業部門にもプライバシー責任者はそれぞれ張り付けるのですが、この方たちがPIAを実施する際に横にいて、こうやればいいのだよということで伴走してくれるというものになります。この社は、今、もう少しこの仕組みが変わって、今はクオリティマネジメント室と名前が変わっているようなのですが、原型はこのように一線と二線をつなぐ組織が間に介在しているというものです。

C社は少し変わっていて、既存の組織はそのままです。法務、情報セキュリティ、それからデータ分析・活用統括部門という三つに分かれています。これが部門横断的に一つのバーチャルな組織としてPIA事務局を担って、ここがPIAを事業部と一緒に進めています。

A社、B社、C社、それぞれ型は違うのですが、重要なのは、3社ともPIAを活用しつつ、それぞれ二線、コーポレート部門と、一線、事業部門をつなぐ仕組みというものを作って回しています。

3番目にAIの話です。ここは少し短めにしますが、データマネジメントの領域は専門家もたくさんいらっしゃるのですが、データは情報、知識、知恵と、段階的に熟成して行って、最後には知恵に転換するというDIKW（※5）ピラミッドというのがありますが、これが生成AIの場合は、散在する未加工のデータ、すなわち事実や数値から、一気に人間が一生懸命考えて判断と決断を下すために得る知識とか経験、すなわち知恵まで一足飛びに高める、ということで、AIのインパクトが大変大きくて、これはプライバシーの世界にも当然影響を及ぼしています。

22ページのグラフは、プライバシープロフェッショナルの国際団体であるIAPP（※6）が出されているデータなのですが、この3年間、AIガバナンスが、プライバシーを担当している者にとって、戦略的優先テーマとして大変重要なテーマになっていることを示しています。

23ページは、前回、委員長からもお話がありましたけれども、ソウルで開かれたGPA（※7）、グローバルプライバシーアッセンブリー、プライバシープロフェッショナルの国際会議の様子です。プログラムに赤星印を付けたところが、タイトルにAIが付いて

いるものになります。付いていないところも、実はA Iに関するものがたくさんありまして、この国際会議はA I一色でした。それぐらいプライバシープロフェッショナルの中ではA I対応が重要なテーマになっています。

印象的だったのは、これはA Iを脅威として捉えるというよりは、どちらかというとな仮名化であるとか、合成データであるとか、そうしたP E T sを活用するなどして、いかに安全にデータを取り扱っていけるかということに議論が集中していたように印象を持っております。

翻って、では日本はどうかというと、何となく肌感覚でお持ちだと思うのですが、日本の個人情報・プライバシー保護担当部署のA Iガバナンスへのコミットは、I A P Pがやっている調査で得られている数字よりも半分以下になっていて、どこが担当しているかという、経営企画であるとか、情報セキュリティであるとか、情報システム（I T）の担当部署がやっているということで、個人情報・プライバシー保護の担当部署のコミットというのは低い。若干ここについては懸念しているところでございます。

最後に、データ活用を促進するガバナンス構築に向けて、御提案させていただきます。

26ページの図が、このプレゼンを用意するときが一番時間がかかったのですけれども、個人情報の活用と保護は、バランスではなくて、アイデアで両立を目指していこうと。どうしてもバランスをさせようと言うと、縮小均衡の考えに陥ってしまうのですけれども、そこには技術であるとか、アイデアであるとか、いろいろな取組を通じて両方達成してやれという思いを込めて、この図を作っております。そのための提案を五つほど御紹介します。

1点目は、既に御案内のとおり、「P I Aとプライバシーチャンピオンの推進」です。ワンサイズフィッツオールではなくて、個別の製品・サービスに応じたプライバシー対策を講じることで、一見難しそうなことでも、きちんと保護と活用を両立できるようになるということが期待されます。

2点目は、「情報セキュリティ対策との連携・統合」です。冒頭、炎上事件でお伝えしましたとおり、プライバシー保護と情報セキュリティ対策の両方に起因する事件が大変起きていますが、これらは、基本的に別物なのですけれども、どちらか一方によってもう片方を補うことが難しいということで、この運用に当たっては、両方を連携・統合していくことが大変重要です。これによって、リスクもしっかり低減することができるというものです。

3点目は、「A Iガバナンス／データガバナンスとのアライメント」です。今日は、データガバナンスについてはタッチしませんが、どちらも個人情報・プライバシー保護で培った仕組みを土台にして展開することが可能です。ここで言っているのは通知・公表、データマッピング、リスク評価、アクセス対応といった、いろいろ仕組みがございますし、これは、同じようにA Iでもデータでも、事業者のガバナンスに展開することが有効なものです。

4点目、「プライバシーテックの活用」です。左側は、先ほどのプライバシーガバナンスの仕組みを回すためには、実はITを使うと大変に効果的ですよということでまとめています。プライバシーテックというと、右側の「プライバシー強化技術（PETs）」を想起される方も多いかと思います。こちらはその後、高橋会員からしっかりお話しいただくと思うのですが、左側の「プライバシーマネジメント支援システム」というものも大変重要で、両方のプライバシーテックを活用することでデータ活用と保護を両立することに寄与すると思っています。

最後の5点目の提案は、「民間の自主規制ルールの推進」になります。どうしても個人情報保護法は一般法でございますので、業界特有の細かなところには手が届かない。そこは、業界の自主規制ルールで補完する形で手当てされると、同業各社の足並みがそろって、消費者の信頼性獲得にも寄与する。ここでは放送業界と自動車業界で取り組んでいる活動について少しだけ御紹介しています。

最後の32ページは、まとめのスライドになります。

ここで、今日、私のほうで御案内した内容というのは、元々プライバシー・個人情報、保護と活用のバランスが大切ですよということだったのですが、先ほど説明のあった制度改正方針でも挙げられたとおり、適正なデータ利活用の推進が一番最初に掲げられております。一方で、課徴金のような牽制するような機能も提案されています。正にリスクベースで対応していかなければいけない。こういったときには縮小均衡のバランスを超えて、どちらも両立してやるのだという意気込みで取り組んでいきたい。そういうアイデアを出していこうというところを今回のお話では強調させていただきました。

以上でございます。

(※1) (注釈は個人情報保護委員会事務局によるもの。以下同じ。) GDPR: General Data Protection Regulation (EU一般データ保護規則)

(※2) DPO: Data Protection Officer (データ保護責任者)

(※3) PIA: Privacy Impact Assessment (プライバシー影響評価)

(※4) CDO: Chief Data Officer (最高データ責任者)

(※5) DIKW: Data, Information, Knowledge and Wisdom (データ、情報、知識、知恵)

(※6) IAPP: International Association of Privacy Professionals (国際プライバシー専門化協会)

(※7) GPA: Global Privacy Assembly (世界プライバシー会議)

○宍戸会長 小林会員、ありがとうございました。

つづきまして、資料3を御覧ください。高橋会員のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

○高橋会員 皆さん、こんにちは。NTT社会情報研究所の高橋克巳と申します。

私は、情報の研究をかれこれ40年ぐらやってきた人間で、先ほど小林さんの話にあったとおり、その間にビッグデータがあり、そして昨今のAIがあって、その中で、単な

るコンピューターサイエンスにとどまらず、社会科学的な考え方で情報の研究をモチベーションにやってきました。特にデータセキュリティ、データプライバシーということは、すごく世の中のためになって、また研究のしがいもある分野だと思って、ずっと取り組んできております。

本日は、このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、御説明をさせていただきたいと思います。

概要は、2ページのようになっております。まず、一つ目の話題として、プライバシーガバナンスを特に技術的な観点で軽く押さえたいと思います。

そして二つ目の話題として、プライバシー強化技術、Privacy Enhancing Technologies (PETs) と呼んでいますが、これがいろいろなものがあってなかなか分かりにくいというようなことが言われております。なるだけ分かりやすく御説明したいと思います。

最後に、三つ目の話題として、プライバシーガバナンスにPETsがどのように貢献するかを話します。ここが最大の論点になると思うのですが、これに関して、世の中にまだスタンダードがあるわけではないので、私が考察してきたことを御報告したいと考えております。

まず、4ページのプライバシーガバナンスですが、プライバシー問題のリスク管理と信頼の確保に向けて、経営者がコミットして、組織の体制を構築・機能させるということが、先ほど小林さんのほうからも話があったプライバシーガバナンスガイドブックに定義されている内容であります。

このガバナンスの中核というのは、「ルール」と「体制」と「運用」という様に世間では言われていて、「運用」の中身はこのような感じになっています。

次の5ページで、この「運用」は、まず真ん中の「制御」という辺りが一番おなじみのところかと思えます。利用目的、安全管理措置等に代表される適切な処理、それから利用条件といったものが中核にあります。

また、その下の「対応」に行きまして、事前だけではなくて全体として本人の権利への対応、さらに事後的なインシデント対応といったようなものがあります。そして、その前提となるものとして、上の「判断」ですが、利用の妥当性があると思えます。利用の妥当性というのは扱いが実は一番難しいと思っていて、利用の在り方の点検というか決意するというような是非判断も含めた概念だと私は思っています。

そして、こういった要素と、日本の個人情報保護法は、非常によく対応が取れていて、ガイドラインでうまくまとめられているので、ガイドラインレベルでいうとこのような表の対応になっているかと思えます。

前提となる考え方として、一つだけ、6ページでOECD(※8)のプライバシー8原則を念のためここで紹介しておきたいと思えます。読み上げることはいたしません。我が国の個人情報保護法にも非常に強い影響を与えています。

また、これを基に I S O (※9) のほうでプライバシーフレームワークというものが標準化されていて、特にこの中で O E C D のものと少し違いがあるものとするれば、まずはデータミニマイゼーション (※10) というヨーロッパ的な考え方を外出しして書いてあること、あるいは3のところに書いてありますが、パーパスレジティマシーという利用の正当性の考え方を、少し外出しあるいは特記して書いてあるという特徴があります。

7 ページで、プライバシーガバナンスに関して簡単にまとめたいと思います。

まず、プライバシーガバナンスというのは、先ほど申し上げたとおりで、こういった構成要素から成っていると考えられます。

我が国の実務では、リスク回避、安全管理措置、利用目的、これらを軸に運用をしっかりとやっていこうということがかなり確立、浸透してきていると思います。一方で、判断軸、利用の是非判断は、これからなのかなと思っています。

続いて、P E T s に関して説明をしていきたいと思います。

9 ページで、まず、P E T s とは何かについて、なまじ変に定義するよりも、ここに書いてあるような技術の総称として呼ばれていますよ、と私は説明しています。仮名化、匿名化、統計化。あるいは差分プライバシーといったもの、これはデータをいじって加工して、個人識別度を下げるといった特徴があります。それから、暗号とか秘密計算と呼ばれているものがあって、これは計算自体を隠すというような効果があります。あと、ハードウェア系の TEE といったものであるとか、連合学習というものがよく出てきます。

これらが P E T s の定義、構成要素として知られているものですが、真面目に定義を考え出すと、本当にプライバシーを強化するのか疑問なものがあったりしたり、使い方次第であるということは、留意しておいたほうが良いと思います。

改めて、その定義ですが、まずアカデミックな定義というのはなくて、O E C D などで定義をされているところです。それから、国際規格で定義がなくて、部分的には標準化されているのみです。

定義はこのような感じで、分類の観点を後で五つぐらい紹介します。分類は、その時々でいろいろな人がいろいろなことを言っているから分かりにくいということがあり、その結果、共通理解が醸成されていないということもあります。ですので、このプレゼンでは、まず各国で政策文書と呼ばれているような P E T s の報告書を急ぎ足でサーベイして、そこでどういう技術が出てきているか、そして分類観点はどうなっているのかをまとめたいと思います。

それでは、次の10ページに参りまして、今日御紹介する報告書はこの五つになります。

一つ目が、いわゆる O E C D のもので、割と政策的な観点で書かれています。

二つ目が、E U の E N I S A (※11) で、これは G D P R をどうやって落とし込むか、特にプライバシーバイデザインみたいなことをどう落とし込むかということを説明している文書だと思います。

三つ目が、イギリスの個人情報保護委員会に当たる I C O (※12) ですけれども、これ

はENISAと同じ立場をある意味逆から見ていて、企業にとって、PETsが制度上、コンプライアンスのためにどう役に立つのかという目線で説明をしています。

四つ目が、アメリカのNSTC(※13)の報告書を持ってきました。NSTCは、日本でいうと内閣府のCSTI(※14)のような位置付けではないかなと思うのですが、科学技術の振興を中心としつつ、戦略を語っています。ここでは、プライバシー保護を前提に、データを活用するためにPETsというものをを用いて、よりデータを活用しようというような戦略が書かれています。

それから、参考までに、日本では、「セキュアなデータ流通を支える暗号関連技術」という研究開発構想を御紹介したいと思います。これは上記の四つとは少し異なりますが、経済安全保障、いわゆるKプログラム(※15)の研究開発構想の文書です。これは現在、研究開発構想がJST(※16)のほうに移されて、国プロとして研究開発が進められています。ここは、実は私がマネジメントをさせていただいていることもあって、本資料では、NTTの宣伝は全く出てこないのですけれども、国あるいはJSTであれば多少の宣伝もお許しいただけるかなと思ってこちらに入れてみました。

次の11ページから順番に各文書を紹介します。まず、OECDですが、先ほど申し上げたとおり、政策的な観点で語られています。

ENISAはGDPRで言われるところのデータ保護バイデザイン(※17)又はデータ保護バイデフォルト(※18)ということを実践しようとするために、いろいろな調査が行われています。

続いて、ICOですが、これも同じ立場で、特に企業のデータ保護責任者向けにPETsの情報提供をしています。

それから、アメリカで、プライバシーを前提にデータを活用しようというようなことです。ここはPETsではなくてPPDSA(※19)という言葉で説明がされていますが、ほぼPETsと同じような用語とお考えいただいても構いません。

それから、先ほど言った日本のKプログラムの研究開発構想ですが、この研究開発で行われている内容は、三つの軸から成っていて、一つ目が高機能暗号で、秘密計算などにつながる暗号技術です、二つ目がハードウェアでデータを守るTEE(※20)等の開発、三つ目がここで統計的開示抑制と書いてありますが、匿名化や差分プライバシー等々の統計的なテクニックでデータを守るというPETsの主要の三つの技術要素を国のほうで研究開発されているという御紹介であります。

16ページで、これらの中からPETsの定義を抜き出してきました。

まず最初がOECDの定義です。これが一番分かりやすいものだと思います。機密性とプライバシーを守りながらデータ処理を可能にするというものです。

ENISAのほうは、定義は特にしていないのですが、先ほど言ったようなGDPR的な考え方が貫かれています。

次の17ページで、私が自分で考えた提案を紹介します。

P E T s とは、個人データの取扱いを目的やリスクに応じて精緻化して、その妥当性を法や社会に照らして説明可能にする技術群である、このように考えています。

まず、P E T s というのは、元々 Enhance という言葉を使っていて、Protect というほど強くない言葉が使われているものの、注意をしないと、どうしてももっと強化をしましょうという感じになってしまうのではないかと思います。これはもっと強化というわけではなくて、バランスの取れた、小林さんは両立と説明されていましたが、両立されたプライバシー保護を標榜、表現したほうが良いのではないかと考えます。

次の18ページに参ります。ざっと言って、この五つの分類学があると思います。工学的なもの、それから保護性質、ここが一つ大事なところですが、P E T s はデータの機密性を守るという点と、個人識別耐性、匿名化に代表されるようにデータがどれぐらい個人を識別してしまうか、そのために個人をプライバシーのリスクにさらしてしまうということを抑えるということが、主たる保護性質となっています。

このほか、五つを駆け足で説明します。その前に、P E T s はいろいろあると申し上げましたが、次のページから代表的な、世の中で P E T s と言われているものを挙げてきました。

まず最初の19ページには、統計的なもので、有名なものと、匿名化であるとか、統計化であるとか、差分プライバシーといったようなものがあります。

次の20ページには、暗号によってデータを秘匿しながら、さらに活用させてあげようという秘密計算に代表されるようなテクニックがあります。

次の21ページには、その他に、T E E というハードウェアアプローチなどがあります。

22ページで先ほど言った五つの分類学をもう一回振り返っています。分類①工学的に関しては、暗号的なもの、統計的なもの、分散計算的なもの、セキュアハードウェア的なものがあります。

分類②保護性質に関して言えば、機密性と個人識別の二つあるというのが、先ほど御説明したとおりであります。

分類③データライフサイクルは、収集・取得、保存、それから処理・分析、共有・二次利用、公開といったデータのライフサイクルがあるので、どこで何をどう守るか、そしてどういう技術を適用するかということが具現化のための核心となってきます。

分類④トラスト（脅威）は、誰を信用するのか、誰を信用しないのかを観点にします。

あと、さらに分類⑤説明責任・透明性という軸もあります。

では、最後のパートを説明したいと思います。

26ページで、P E T s のプライバシーガバナンスへの貢献ですが、まずリスクを管理する運用に資するということが基本であると思います。

そして、P E T s を運用として固めれば、その部分に関して言えば確実にできるということが言えると思います。これをバイデザインと呼びます。自動的に、経営者はあまり心配せずに回すことができるようになる、これが一つの特質です。

そして、日本の個人情報保護法制度では、匿名加工情報、仮名加工情報という制度があります。これはある意味、匿名加工情報自体は制度なのですが、技術ともみなせません。このことはP E T sによる法的特例が得られたという例になりうると考えられます。ただし匿名加工情報を参考にして、今後もP E T sを法的特例とマッピングするのが必ずしも正しいかどうかは微妙だと考えています。むしろ本質的な価値は、リスク空間の限定、運用の軽減、そして説明性の向上といったことがあると考えられます。特にこの部分はデータの機密性がもう確保できていますよ、自動的に安心できる、あるいは、ここから先のデータ処理は個人識別性を気にすることがないとできれば、その先はデータがいつてらっしゃいでも大丈夫かもしれないと、このような技術的効果の期待があるわけです。

さらには、事業者がP E T sを含んだリスク管理、リスク評価とリスクの固定を自主的に行うことによって、事業者自身でデータ利用の是非を主体的に判断して、説明できるようになるという姿が望ましいと考えています。

27ページで、ライフサイクルの話述べています。この図はさまざまなデータの流通をイメージしていただくために作成したもので、ここから具体的なユースケースを個別に図に起こして描いて、それでP E T sを当てはめるということでレシピすることができると考えています。

以上で私の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

(※8) O E C D : Organisation for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構)

(※9) I S O : International Organization for Standardization (国際標準化機構)

(※10) データミニマイゼーション (data minimization) : G D P R 第5条…データ最小化。個人データの収集・処理を、目的達成に必要な最小限の範囲に限定する義務。

(※11) E N I S A : The European Union Agency for Cybersecurity (欧州ネットワーク情報セキュリティ機関)

(※12) I C O : Information Commissioner's Office (英国情報コミッショナーオフィス)

(※13) N S T C : National Science and Technology Council (米国国家科学技術会議)

(※14) C S T I : Council for Science, Technology and Innovation (総合科学技術・イノベーション会議)

(※15) Kプログラム (Key and Advanced Technology R&D through Cross Community Collaboration Program) : 内閣府 経済安全保障重要技術育成プログラム

(※16) J S T : Japan Science and Technology Agency (国立研究開発法人科学技術振興機構)

(※17) データ保護バイデザイン (Data protection by design) : G D P R 第25条…システムの企画・設計段階から個人データ保護対策を組み込む義務

(※18) データ保護バイデフォルト (Data protection by default) : G D P R 第25条…システムの初期設定の状態で、必要最小限のデータ処理により個人データが保護される仕組みを組み込む義務

(※19) P P D S A : Privacy-Preserving Data Sharing and Analytics (プライバシー保護データ共有・分析)

(※20) T E E : Trusted Execution Environment (信頼された実行環境)

○宍戸会長 高橋会員、ありがとうございました。

それでは、本日のアジェンダで申しますと、3「意見交換」に移りたいと思います。ただいまの小林会員、高橋会員のプレゼンテーションを踏まえ、会員の皆様から議題に関する御意見などがございましたら、挙手の上、御発言をお願いしたいと思います。オンライン参加で御発言される場合は、チャット機能で私にお知らせください。なお、一番重要なことですが、時間の都合上、誠に申し訳ございませんが、ご発言はお一人様3分目安をお願いをできればと思います。それでは、いかがでございましょうか。

まず、阿南会員、お願いします。

○阿南会員 阿南でございます。ありがとうございます。

私は、今日、2点意見があります。

まずは予算案と機構定員の概要についての御説明をいただきましたけれども、そこについてです。そして二つ目がA Iについてです。

一つ目の予算・機構定員につきましては、御説明いただきましたけれども、これからこの個人情報保護委員会がやろうとしていること、課題にしていることというのは本当にてんこ盛りというのですか、たくさんあるわけです。それなのにこの減額かと。僅かであり差し障りはないという御説明でしたけれども、これはやはり違うと思う。もう少しきちんと要求したほうが良かったのではないかなと思いますし、それから、他の省庁がたくさんの課題を協力してやってくれるというところが本当にあるのだろうか。なければ、本当にこれでやっていくにはあまりにも予算が少な過ぎるなど少し思いました。人数は少し増えているということですが、何とかすべきではないかということで、私は少し腹が立ったので、その意見です。

二つ目はA Iについてです。小林さん、高橋さん、貴重なお話をいただきありがとうございました。

私は、A Iについては、生成A IのChatGPTとかしか使ったことがないのですけれども、とにかく何でも教えてくれるのです。そして、今の管理が不十分だとおっしゃっていただきましたけれども、その体制によると、恐らくあの人の個人情報、プライバシーを教えてくれと言ったら、教えてくれるようになるのではないかと思って、非常に不安を感じているので、それに対してどのような対策を取っていくべきかと。今、お話ししていただいた中にも含まれていたと思いますけれども、その辺について質問させていただきたいと思います。

実はILO(※20)が、A Iの導入に関して、去年の8月に出している研究発表によりますと、世界の仕事の24%がA Iに代替されてしまうという研究発表をしているのです。それに対してどう対応していくべきかということがありますし、それから、先月、1月26日に経済産業省が2040年の就業構造推計(改訂版)というものをしています。それによりますと、2040年に本当に国内投資や産業構造転換が実現する場合には、人口減少

によって、就業者数は約6,700万人から約6,300万人となるが、A I とロボットの利活用やリスキリング等によって労働需要が効率化されて、全体で大きな不足は生じない。しかし、職種、学歴、地域間では需給のミスマッチが生じると。事務職（現在約440万人）や文系人材（80万人）が余ってしまうと。そして、A I ・ロボットの利活用人材が340万人いるそうですけれども、専門職や現場人材、理系人材が不足すると警告を出しています。これに対して、私たちはどうしていくのか、大変な問題なので、本当に日本の構造、経済、社会の非常に本質的なところを経産省の就業構造推計は言っているかなと思って、何とかその辺について提案ができる、そういう視点を取り入れて検討をこの場でもすべきではないかなと思いました。

以上でございます。ありがとうございました。

（※20）ILO：International Labour Organization（国際労働機関）

○宍戸会長 阿南会員、ありがとうございました。

お話の中には、高橋会員にお答えいただくといい技術的な問題だったり、村上会員が本日おいでなので、いろいろ教えていただく部分もあろうかと思いますが、後で御発言の際に併せてそういった御発言もいただければと思いますし、これを機に、高橋会員、小林会員に対する御質問も含めて、まず御発言をいただければと思います。いかがでございましょうか。

岡田会員。

○岡田会員 岡田でございます。

小林会員、高橋会員、お二人とも大変示唆に富む貴重なプレゼンテーションをありがとうございました。

私からは、質問が中心になってしまうかもしれませんが、まず、小林会員のプライバシーガバナンスに関するプレゼンテーションについては、正に今回の3年ごと見直しの制度改正方針でも、「適正なデータ利活用の推進」という重要なテーマが挙げられています。その裏には適正なガバナンスがあるということは、非常にこれまで以上に重要なテーマになってくると思いますので、特に具体的な唯一の正解がない中で、各社ごとにフィットした様々なやり方を御紹介いただいて、大変ありがたいと思いました。

どういう会社においてどういう仕組みを取るかというアプローチに関するメリットやデメリット、フィットするか否か、といった各社の課題・工夫はあると思いますので、ぜひ継続的にこういった具体的な取組情報の提供を継続していただければと思っております。

小林会員に対する質問としては、10ページ、11ページのところで、個別に今日は説明がなかったと思うのですが、アンケートの結果があったと理解しています。10ページで、大企業のうち、プライバシーポリシーの作成について「すでに取組んでいる」というのが50%しかないのですけれども、大企業でプライバシーポリシーが50%しかないというのは考えにくいのかなとも思っています。あとはその次の11ページだと越境移転対応のところで、「すでに取組んでいる」が32%となっていますが、少なくとも法律

上の必要な越境移転対応という意味で、大企業が32%しか取り組んでいないということも、私自身の肌感覚とは少しずれているところもあって、もう少し法律を超えたベストプラクティスにもらんだような課題感なのかなと思っているのですけれども、その辺りを含めてどういうレベルでの課題感としてこういうアンケートの結果があるのかということについて、もし何かブレークダウンしたような御説明などをいただけると、より正確にこのアンケートの結果を理解できるかなと思いました。

高橋会員のPETsの御発表についても、技術的な点も含めて、改めて頭の整理をし直すことができました。

私から高橋会員への質問としては、今回目指している法改正の文脈の中でも、PETsについては様々な委員会からのヒアリング等あったと思うのですけれども、法改正であったり、あるいは法律制度全体の中で、PETsをどのように位置付けることがこれからの日本にとって必要あるいは望ましいのかについて、法律の条文自体に限らず、政令・規則なりガイドラインの中でどう位置付けるのか、また、さらにはそれを超えて委員会としての当局の政策文書のようなもので、こういう形で言及するとより日本のPETs業界の発展あるいは導入の促進も含めて望ましいのではないかというような御示唆が、もしあればいただければと思いました。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

せっかくですので、もし今の段階で小林会員、高橋会員に関する御質問を含む御発言があれば、先にざっと一通り承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

丹野会員、お願いします。

○丹野会員 今、宍戸会長のほうから、お二方への質問がある人は先に言いなさいというお話がありまして、質問としてまだあまりよくまとまっていないのですけれども、せっかくですからお話をさせていただきたいと思います。

今日のメインテーマの事業者等のガバナンスの在り方について、小林様、高橋様の御発表は、消費者サイドとしても非常に興味深く、ついていける範囲はついていけました。ついていけないところもございましたが、伺っていて大変共感をいたしました。ありがとうございます。

データの活用が進むことによって、消費者にとって利便性・有益性のメリットが生まれて、それが法的に正当性が担保されて、社会的にも信頼に足りるようになると。加えて、社会的な分野においても利益をもたらすことも大きく期待されるわけで、そういう意味では、消費者の期待が、非常にデータの活用について大きくなってきていることは間違いがないと思います。

つまり、データの活用が個人及び社会に利益をもたらす点について、消費者は一定の認識、理解をしているのですが、それでもやはりしつこいようですが、消費者としてはそもそもデータがどのように使われるのか、どう加工されるのか、そのデータがどこまで流れ

ていくのか、情報漏えいしないための適切な管理がされているか等々の、言わば漠としたものも含めて不安がございます。

よく言われるのは、例えば基本的には特定の個人の識別はできないはずだけれども、AIを使えば、ブラックボックスの中でデータを様々に突き合わせているうちに、結局は本人が特定されて、それが外に出るのではないかというような類いのものがございます。

消費者がこの種の不安を抱くことが想定される以上、個人データを取り扱うという点、先ほど小林さんがおっしゃったような仕組みを踏まえた上で、その対応施策の実行を行うこと、それで、個人からの信頼、信用を得られて、その上で進めていくことが基本だと思いますし、レギュレーションよりレピュテーションなのかもしれません。ですから、今日のお話には、大変共感をいたしました。その上で、お二方に質問でございます。

小林さんに、26ページ以下に、活用と保護はもうバランスではなくて両立だと書かれていて、大いに賛成であります。この辺りについてたくさん御存じだと思いますので、御都合のよろしい範囲で結構ですので、具体例を御紹介いただければもう少し分かりやすいかなと。

それから、高橋さん、かなり無茶振りを申し上げるようなことになりましたが、昔からPETsって何だかずっと思ってきたのです。ずっと、もやっとしたままでございまして、高橋さんの資料の中のまとめにありましたけれども、そんなに簡単に定義付けできないよということをおっしゃっているのだと思うのですけれども、さはさりながら普通の市民が適切なイメージを持てるように、PETsとは何かについてコメントをいただけるとありがたいです。御無理を申し上げているようではあります。よろしくお願いします。

○宍戸会長 ありがとうございます。ほかに御質問等に係るものはありますでしょうか。

では、富浦会員、お願いします。

○富浦会員 今、会長から、質問のコメントということですが、お二人に批判的な質問は何もないのですけれども、議論を補強する上というか自分の理解を深めるためですが、小林会員のほうからの提案が幾つか最後にまとめてありました。その中で、「情報セキュリティ対策との連携・統合」という話が触れられていたのですが、その前の段階のところで、スライドの中で幾つかの会社の例も挙がっていて、情報セキュリティ部門と法務だけではなくて、データの利活用部門が関与している例が挙がっていましたけれども、小林会員のお話の中で、今後はリスクベースに移るといって、それから、高橋会員のほうからも、従来、リスク管理とか安全管理体制だったのが、利用の判断になるということになると、データを実際に利活用している方が関与しない形だと、そのバランスがうまく取れないのではないかと感じました。高橋会員の中でも、PETsというのは結局データの力を解き放つための技術だという話がありましたので、正にデータ利活用部分の関与が非常に重要だと思いました。

それから、先ほど質問が出た26ページのバランスではなくてアイデアで右に、経済学のグラフだとかこういうトレードオフは常にあるので、要するに使っている技術とか法制度

が一定であれば右下がりのトレードオフがあるので、新しい技術あるいは法制度が変われば、より右上のほうに右下がりの曲線がだんだんシフトして行って、もっと上のほうに行けるという整理ではないかと、感想ですけれども、以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

山本会員、御質問に係る部分も含めてお願いいたします。

○山本会員 ありがとうございます。

小林さんに大きく2点ほど伺いたく思います。

1点は「リスクベース型」というところなのですけれども、御発表では、いわゆる「チェックリスト型」から「リスクベース型」へというようなことが示されてたのですが、両者の関係がそういう移行という形になるのかどうか。つまり、これまではあまりリスクを考えずに、例えば宍戸会長もどこかのプレゼンで、個人情報保護法は「過小でかつ過剰」のようなどころがある、本来守るべきところを実は守っていない部分があるという点で「過小」で、守らなくていいものを過剰に保護している部分があるという点で「過剰」ではないかと御指摘されていました。私もいろいろ使ったりしているのですけれども、そういう意味で、実質的なリスクを考えずに「チェックリスト型」をカテゴリカルに取ってきたことに問題があって、今後、実質的なリスクを判断していきながら、例えば非常に重要な高リスクがあるものについては、やはり「チェックリスト型」に入っているような規律枠組みというのも、実は必要になってくるのではないかと。

これまでは、要はリスクを考えずに「チェックリスト型」でやってきたことが問題なのであって、両者は排他的ではないのかなと思います。「チェックリスト型」が「リスクベース型」に置き換わるのではなく、リスクを考えてから「チェックリスト型」を取るものと取らないものがあるというような整理になるのかなと思いましたので、その御理解を伺いたかったということが1点です。

2点目、「プライバシーチャンピオン」という言葉を今日は御紹介されて、大変示唆的でしたが、どういう文脈でチャンピオンという言葉が使われるようになったのかを少し伺いたいなと思いました。チャンピオンというのは、もともと代理戦士という意味でした。ラテン語でカンポス、野原で部族を代表して戦う人。だから、戦いたくない人が周りにいて、その代表として戦うのだと。この意味を重視しますと、プライバシーというのは、そのためにみんな実は戦いたくないし、戦うインセンティブがよく分からないから、代理して誰かが戦わないといけないものなのかもしれない。そういう意味でこの言葉が使われたのかどうか。企業の中に代理戦士としてのチャンピオンを置くということの文化的な背景というか、その辺のところ、あえてチャンピオンという言葉を使うことの意味を知りたいなと思いました。

最後に、「プライバシーチャンピオン」と企業のトップ層との連携というところをお聞きしたいと思います。こういう役職を形式上置いているところは私もよく見るのですが、チャンピオンたちが本当にトップ層から一目置かれているのかどうか。これは個人情報保

護法の第3条の個人の人格尊重のところをどれぐらい企業のトップ層が理解しているのかということとも関連していると思いますけれども、もし何か御経験上、御知見があればお伺いしたいなと思いました。

以上です。

○宍戸会長 いかがでしょうか。

それでは、先に下井会員、お願いします。

○下井会員 小林会員に1点御質問いたします。

今日の発表資料の31ページで、提案の5として「民間の自主規制ルールの推進」という御提案があったと思います。これは非常に大事なことだと私は思うのですが、1点お伺いしたいのは、民間企業の自主的取組を進めるために、果たして法改正が必要なのかどうか。つまり、先ほどこれは法令遵守事項ではなくて経営事項であるというお話があったかと思いますが、そうであれば、もう各社は当然、自分たちの企業を守るためにそれをやるという前提でいいのか。きちんとした企業はそれで動くかもしれませんが、そうでなかった場合に、果たして法制度としてどういう対応をすべきなのか。そのことは、情報漏えいの不可逆性ということを考えて、自主規制に任せておけば良いとはなかなか考えにくいのではないかと個人的には思うところであります。

さらに、寡占分野とか、ましてや今日お話しいただいた自主規制のルールというのは、行政組織にも当然通用するところがあると思いますが、そういうところが果たして経営事項だという発想でやってもらえるのかということもあります。

さらには、小規模業者とかフリーランスの人たちだって、小規模ではありますが、しかし大企業と取引をすればそれなりの委託業との関係もあるとは思いますが、そういうわけで、端的に言うと、自主規制を各民間が進めてもらうためには、果たして法改正が必要なのか。そのためには飽とがあると思うのですが、例えばどういう法制度が考えられるか。それはおまえら法律家が考えろということになるのかもしれませんが、もし何か御提案がありましたらお聞きしたいと思ってお伺いいたしました。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

曾我部会員。

○曾我部会員 ありがとうございます。

小林会員、高橋会員には、大変貴重なプレゼンをいただきましてありがとうございます。

私のコメント、質問は、今までのと大分かぶるので恐縮なのですが、私も小林会員のプライバシー、個人情報保護に関するスタンス、両立が重要だという点には大変共感しております。そのためにPETsの活用というのは非常に重要なツールなのだろうと思っております。これに関しては既に何年も前から恐らく指摘がされていて、個人情報保護委員会のほうでも、この間もヒアリング等々、何度もされているやに承知しておりますが、しかしながら、なかなか具体的な政策が出てこないというところは、私も

部外者なので分かっておりませんので、小林会員、高橋会員への御質問というよりも、ほかの方でも結構なのですけれども、そういったことの背景のようなことを教えていただければということで発言させていただく次第です。

これは既に出ておりますけれども、P E T s に関しては、導入の普及を促進していくためには、法制度上の位置付けを行うというものが一つの考え方かと思えます。すなわち、法制度によってインセンティブをつけるというようなことが重要なのかなと思ったりもしております。その前提として、多種多様な技術がある中で、発展途上のものも多々あるかと思えますが、ある程度成熟していて、標準化のようなものがなじむものもあると思えますし、実際、標準化されているような技術もあると伺っておりますので、そういう意味では、法制度に取り入れるといいですか、導入を図るために法制度上のインセンティブを設けるということにある程度熟した段階にあるのかなと素人ながら思っているところですが、ただ、それはなかなか出されていない。法制度以前の段階として、本日も御紹介がありましたガイドブックにおいても、P E T s に関してほぼ言及がないです。1か所ぐらいあったと思うのですけれども、ガイドブックレベルでもP E T s に関して特段の言及がないところが、私、素人として若干いぶかしく思っているところで、もしなぜなかなか進展しないのかということについて教えていただければ、教えていただきたいということが質問でございます。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、この辺りでひとまず、いただいた御質問等に対して、小林会員、高橋会員の順で可能な範囲でお答えいただくとさらに議論が深掘りできるかと思えますので、よろしくをお願いします。

まず小林会員。

○小林会員 ありがとうございます。順番に回答させていただきます。

P E T s のところは高橋会員のほうから主に補っていただきたいと思うのですが、まず岡田会員からいただいたグラフの件です。注釈もつけているのですが、シンプルに伝えるために実際の質問を端折っていることがあって、それが少しミスリーディングだったかなと思います。

作成・管理ができていないという課題を持っている人に対して聞いているものなので、作成で留まっている、作成したけれど実際に管理できているのかということについて問題意識を持っている方たちの数字になります。越境についても同様と御覧ください。

2番目です。丹野会員からいただいた両立、言うは易しで実際はどうかということですが、私が見ている限り、メッシュを細かくして分析していくと、ワンサイズフィッツオールで対策されてきたものが、実は法令に抵触しないのではないかとということがあります。端的な例でいうと、これはよその国だから言えるのですけれども、Cookie規制は、本当にリスクあるデータの取扱いをしているところがどこなのかをきちんと見れば、通知して

同意させる必要がないようなものまで対象としていて、今頃になってそれを見直すことをやっていますけれども、実際に企業のデータ活用でルールを定めていくと、どうしてもそういう過剰な、先ほど過少で過剰と山本会員からもありましたけれども、そういう状況が生じます。そこで、例えばPIAであるとか、又は「プライバシーチャンピオン」というものが現場に介在することによって、実際に本当にリスクが何なのか特定することによって、そのリスクを直接たたくことができる。リスクを直接手当てすることによって、ほかに影響がないようにするという話です。

それは、PETsが得意としているところで、今日の高橋会員からのお話にもありましたけれども、安全な空間というリスクの範囲を限定するとか、そういったところで技術を活用することによって、正に両立のようなことが実現できるだろうと思っております。ほかにも幾つかあるのですが、その二つが分かりやすいかなと思うので御紹介させていただきます。

それから、富浦会員からの質問に回答します。グラフについて、技術革新があれば当然右上のほうに上がっていくだろうというのはそのとおりで、PETsは間違いなくそれに該当するものだと思うのですが、運用を改善するというのも、右上に上がっていくものではないかなと思われま。それはみんなで頭を突き合わせていろいろアイデアを出していくというところで実現するもので、これまでは見えていなかった対応が可能になり、それはブレークスルーと言うのか、右上に突き抜けていくことに寄与するのではないかと考えております。

それから、セキュリティとプライバシーのお話と、データ活用の関与についてです。それが正に「プライバシーチャンピオン」の役割であったりします。元々は「プライバシーチャンピオン」というのは、事業部門で製品・サービスに携わってきた方、技術者の方も結構多いです。もちろんコーポレート部門から降りてくる方もいらっしゃるのですが、しっかり事業部に根差して、その製品・サービスが何なのかということをよく分かっている方がPIAに参加することによって、プライバシー、セキュリティ、そして事業部のよく分かったデータ活用に通じる部分を取り入れて検討するということができるように工夫されているのだと思います。

私がA社、B社、C社と御紹介させていただきましたけれども、C社では明確にデータ活用担当が組み込まれていますし、A社、B社では見えていないように書かれていますが、それを補う機能が、DMOだったり、コーディネーターだったりというところに含まれていると私は理解しております。

それから、山本会員から2点ございました。「プライバシーチャンピオン」のほうからお話しさせていただきます。

この用語に最初に私が接したのは多分10年以上前なのですが、最初は何を言っているかさっぱり分かりませんでした。「プライバシーチャンピオン」が重要なのだという、海外の国際会議で取り上げられていて、よく聞いていくと、前面に立っている人と

いうよりは、前面に立っている人の後ろに立つ味方や、擁護する人のことで、チャンピオンという言葉にそういう原義もあるらしく、そういう意味で「プライバシーチャンピオン」という用語を使われているのだろうと理解しています。リングの上で戦うチャンピオンでないのはもちろんのことです。

もう1点、チェックとリスク評価についての対応関係について、本当にそこを指摘してくださって大変ありがたかったのですが、既にPIAを実施されている事業者の多くは、2段階で実施しています。1段階目に、チェックリスト方式のスクリーニングのようなことをされて、そこでリスクが大きいぞとか、これはどうもレピュテーションに関わるものだぞ、というようなものが見つかったりすると、皆さんで本当にこれは何なのだと、データフローを分析したりして、それこそいろいろな部署が関与して、委託先にも混ぜてもらって、リスクベースの議論をされるというのがPIAです。その意味で、チェックリストでとどまっていた方たちは、PIAの2段階目もしっかりその仕組みに取り込んで、データ活用するなら、そちらまでしっかり手当てしてやられると良いのではないかというお話でございます。

それから、下井先生から自主規制のお話、法改正が必要なのかという質問について、私は必要だと思っております、それが今回導入予定の課徴金制度に内包されています。外形的な違反行為にとどまらず、事業者が相当な配慮なり取組を実施しているのかという主観的要素も取り入れることによって、本当に事業者の不適正な取扱いだったのかどうかを評価できるようになります。主観的要素ですから主観的になってしまうようですけれども、そこは産業界ごとにある程度の行動規範というものがもし業界ごとに形成されているのであれば、それに基づいた取組になり得ることもあるのではないかなと思っております。

委託先について言うと、それはサプライチェーン上の一部に組み込まれていますので、当然中小の事業者というのは元請のほうからいろいろ指示が来るわけで、全体のサプライチェーンの一環として自主規制というものが末端まで届いていくということが、期待される場所と思っております。

最後の曾我部会員からのお話については、高橋会員にお願いしたいと思います。

以上です。

○宍戸会長 それでは、高橋会員のほうからもお願いいたします。

○高橋会員 高橋克巳です。

まず、丹野さんから御質問のあったPETsとは何だということを改めて説明したいと思います。

データの扱いがどうなっているか分かって、期待から外れた使い方がされない安心ができる技術だと私は思っています。

今日、私のプレゼンで欠けていたポイントが質問を伺って分かりました。今の話は、事業者側、経営者側にはすごく腑に落ちる話で、データ取扱いで何か事故が起きてはいけないという経営上の懸念があるので、それが技術的仕組みによってコントロールできてい

るといことが、経営者目線と言えるというのが一つの分かりやすいメリッ的な説明になると思っています。

一方で、今日、消費者的な観点からの話を私の話の中で一切しませんでした。これはエクスキューズですが、なぜそうなったかという、今回のプレゼンというのは、具体的な五つの報告書を読み込んで、それを基に客観的に現状のありようを説明しようという試みだったのです。その五つが消費者をないがしろにしているわけではないですけれども、割とどれも経営的な視点で書かれているというのが、改めて質問を受けて気づいたことです。では、それは要らないのかという、要らないはずはなくて、当然、OECDの原則というような話、あるいは個人情報保護法云々というのも消費者のためにあるという側面もあるので、それを無視していいというわけではありません。

企業目線ではなくて個人目線でも、似たようなPETsの説明が可能ではないかなと思います。データがよからぬ使い方をされないと安心ができるための技術だというのが、十分に分かりやすいレベルに達しているかどうか分かりませんが、まずは回答とさせていただきます。

次に、阿南さんのほうから、AIが個人のことをしゃべってしまうのではないかと御質問がありました。この問題に関しては、この場で全てを語るのは非常に困難であるので、今日の限定された文脈の中で回答を試みると、一つは、誰がAIを本当に管理しているのかということと、あと、どういう仕組みでそれが動いているのか、その2点が明らかになることが必要で、逆にその二つが明らかにならないと心配だなということになるのではないかなと思いました。

仕組みの中で当然個人情報をしゃべるときは止めるという仕組みもあって、ガードレールと呼ばれていますけれども、そのガードレールをきちんと作っていくという考え方が今あって、それは一定程度有効だと思いました。ただ、それは万能ではなくて、誰がどのような仕組みでAIを動かしているかということは根本的に大事で、さらにもう一つ加えると、先ほどの消費者の話がありまして、消費者というのは非常に無防備で、データを、いろいろ言葉は悪いですが、吸い上げられてしまうような仕組みにさらされていて、今までは何とかなっていたのかなとも思うのですが、これからAI時代になると、今までみたいに無防備でいろいろなデータを個人がいろいろなところに提出していくような状況は少し危ないのかなと思いますので、個人がデータを提供する、取得されるというようなことに関して、少し考え方を考えていかなければいけないのかなと思います。ですので、AIに関して言えば、どういう事業者がどういう仕組みでやるということと、結局はどのようなデータがAIの中に集積されていくのかというようなことは、技術的なポイントになるのではないかなと思いました。

御質問に全部はお答えできないのですが、法的なインセンティブ、法的な観点でどういことが必要かという質問が、曾我部先生と岡田先生からあったかと思しますので、これについて見解を述べたいと思います。

まずファーストステップとして、現在、法改正が検討されている文脈で言うと、データの活用に関する規制緩和があるとされています。一方で、規制緩和されて、その上で大丈夫かというような懸念がもしかしたらあるのではないかと思います。そのときにP E T s が役に立つということがあり得て、すなわち法律上緩和というか、一定の、例えばA I の利用に関してこういうことをしていいということになったとしても、具体的に個人データを雑に扱ってはいけないという原則は、他方ずっと生きているわけですので、雑に扱わない、きちんと扱うというようなことが、別なレイヤーで担保される必要があるので、そこでP E T sに限らないのですけれども、いろいろなガバナンスを利かせることが必要だと思いますので、まず現在進行系のモチベーションとすれば、データ活用の規制緩和の安全担保の一助にP E T s になるということがあるのではないかなと思います。

将来的な話で言うと、私のプレゼンの中でもちらっと言いましたが、事業者が本当に行うデータ処理をきちんと考えて、リスクもユーティリティーもよく理解した上で、これであれば安全である、世の中の信頼が得られるというようなことまできちんと判断して、実施するという形が一つの理想だと私は思っています。

それに関して、GDPRの場合ではデータをしっかり取り扱うということが非常に強い規律になっていて、データ保護バイデザインであるとかデータミニマイゼーションということはかなり強く言われているので、それがインセンティブ、それ自体が目標となるわけです。

一方で、アメリカのほうはそうはなっていないくて、データを活用するためには何かの道具が必要で、その道具としてP E T s を使おうというような見解だったのかなと考えています。

我が国で、それがどうして今のところ出てきていないのかという曾我部さんからの御質問がありました。例えばプライバシーガバナンスガイドブックには、私もずっと当事者でありましたが、P E T s のことを入れてきませんでした。その理由を今考えると、「チェックリスト的」なものがすごく現行強いことがあるかと思います。その上にP E T s を載せるとチェックリストの項目が増えるだけではないかなと思っています。もう少しチェックリスト以前の考えで、「チェックリスト的」なものから少し離れて、判断に関する健全な文化の醸成というのが先決かなと思って強く言わなかったのではないかなと思います。当該ガイドブックでは判断までは強く求めていませんでした。

では、どうしたらいいかというのは答えがないところなのですが、「チェックリスト的」なものを超えて何かということに資することをいろいろ考えていきたいと思えますし、御意見やアドバイスをいただければと思います。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

例によって、私の進行が悪くて大分時間が押してきているのではありますが、まず、まだ御発言をいただいていない会員の方で御発言の希望のある方がどれだけおられるか。で

は、河村会員、村上会員、石川会員、関会員、別所会員の順でお願いしたいと思います。

まず、河村会員、お願いします。

○河村会員 ありがとうございます。

とても勉強になりましたし、うちに帰ってからもいろいろ調べながら資料に当たりたいと思うような御発表内容でございました。

何人かの方がおっしゃっていた小林さんの26ページのグラフですけれども、丹野さんのコメントと一緒に、私は右側のほうは違和感がないものです。このままこの言葉どおりにはならないかもしれませんが、それでもなぜそのように申し上げるかといいますと、今まで、この場に限らずいろいろなところで消費者としての意見を申し上げて、経済界からの代表の方たちの御意見などを聞いていますと、法改正に向けての何年かの議論の中で、プライバシーを守るためのルールを作ることによって企業が萎縮してしまうから、そのことによって利活用が進まないとか、企業の経済活動に支障があるとか、そういう正に左側のグラフのことをおっしゃっていたのをよく耳にしました。それを聞くたびに私は納得できなかったですし、もしそれが本心であるならば、あるいは戦略的におっしゃっていただけたのかもしれませんが、そういう考え方で日本の企業が進んでいったならば、恐らく世界の中で全く勝ち残ることができないだろうと私は思いました。

結局のところ、小林さんの発表にもありましたように、国際的なルールはどんどん厳しい方向に行っていますし、それは数々の細かい義務を事業者に課すべきだということを必ずしも言っているわけではなくて、プライバシーを守るということは、プライバシーは人権として捉えて尊重することは大前提の原理原則なのだというところから、そのために技術を使い、工夫をし、利活用していく。プライバシーを侵害しないということは、もう当然のことということから出発するということが必要なのではないかと思っております。

時間がないので、あまりたくさんはしゃべりませんが、私の感想みたいなものですが、高橋さんの資料の中の12ページに、データ保護の原則を「データ保護バイデザインおよびバイデフォルト」へ実装するためのというように書いてありますけれども、それが当たり前になっていくことが必要だと思いますし、そうやって日本の企業活動も、またルールも変わっていけばいいなと私は思っています。いきなり変わることは難しいかもしれませんが、今、事業者の方からは、要するにチェックリストとか義務とかいろいろな細かいことばかりが言われると、1回目の懇談会のお話にもあったと思いますけれども、そういうこと中心のルールから、先ほど申し上げた個人の権利というものを中心に置いた権利保護法みたいなこととして制定されていくと、保護と活用がいかにも相反するものかのような世界ではなくて、技術を活用して保護を高めていくことによって、その企業は成功するし、社会にとって、また個人にとっても有益なデータ利活用が進んでいく。それこそが進むべき道だと思いますし、少なくともヨーロッパはそういう世界を描いていると思っております。

その中で、たくさん技術のお話が出てきましたけれども、デジタル技術推進と国が言う

わけですから、正にプライバシーを守る技術においても日本がどんどん研究を進めて、勝ち残っていく、ISOで標準を取っていくとか、そういうことこそ目指すべき道で、ルールが厳しくなると、萎縮してデータ利活用ができませんと言っているようでは、全く私は駄目だと思っております。少し言い方が乱暴かもしれませんが。それと同時に、先ほどGPAのお話とかも出まして、消費者の立場からのセッションなどもあったのですが、日本で徹底的に不足しているなど思うのは、個人のプライバシー保護のための強力な団体の存在です。全くないわけではないですけれども、存在しているのかどうか。そういうところが非常に求められていると私は思っております、つまり、先ほどテクノロジーのお話がありましたが、それが消費者の側、個人の側から評価できる必要があると思うのです。これは信頼できるとか、できないとか、そういうことができる組織というものがないと日本に必要だなど、これは誰かに向かって言っているわけではないのですけれども、私の感想としてこれからの日本社会には必要だなど思っております。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、村上会員、お願いいたします。

○村上会員 時間もないので手短かに。

まず、ありがとうございます。3年ごとの見直しの方針について、私は今日、経団連の立場で来ておりますけれども、まず利活用を1番目の柱に持ってきたということは非常に意義があると感じております。リスクに適切に対応した規律と両立して、しっかりと利活用を進めていくという気概が見られたと思っております。

また、リスクに対する対応に関しましては、先ほどから何回もチェックリストという話が出てきております。チェックリストというのは、私も民間の企業におりまして、どうしても規制をチェックリスト化してしまうと、それを守ることのほうが目的になってしまっていて、本来はチェックリストの奥側にある個人情報を守るという目的を見失いがちになってしまいます。ですから、「リスクベース型」に移るということは、しっかりと対応する、全てのステークホルダーがしっかりと自分の頭で、「これは何のためにやるのか」ということを考えるということが必要になってきますので、リテラシーも含めて非常に私たち自身が全部学んでいかなければいけないと非常に強く感じた次第でございます。

また、本日の小林会員、高橋会員から非常に示唆に富んだお話をありがとうございました。今、リスクベースの話で、特に小林会員のお話しになったトップダウンではない組織である日本の企業組織の中で、どのようにガバナンスするかというのは非常に難しい問題です。今日幾つかの方法を見せていただいて、私も大変勉強になったのですけれども、やはりここで気になってくるのが、皆さんが腹落ちをすることにならないと前に進まないのであれば、なるべく腹落ちをさせるように努力すればいいのではないかといいところなんです。この中に業界ごとの話が出てきておりましたけれども、業界ごとの全ての実務者の人たちが納得するようなきちんとしたリスク対応というものをすることができれば、日本はもっ

と早く進むことができるのではないかなと思います。

また、高橋会員の話でございましたけれども、この中で大変多くの技術が出てきました。そしてガバナンスのほうが、技術に対して全てを理解するというのが大変難しいというのも事実ではございます。とはいえ、技術とガバナンス人材に対するギャップというのは、いつか私たちは埋めなければいけない壁であり、また、一線は技術をしている人たちなので、そこで管理をする二線の人たちがよりコミュニケーションを強く持って、技術とガバナンスの境目をなくしていく。私は技術側が出自でございますけれども、技術の人もガバナンスに興味を持ち、そしてガバナンスの方も技術を理解するというのがすごく重要なのではないかなと思います。

先ほども申し上げましたけれども、自主規制のところは私、みんなで当事者感を持って、規制としてレッドラインとして何をしてはいけないというところ、何はしているのかというところの許可を人にしてもらうのではなくて自分が判断できる、そういったところ、人にベンチマークを任せないということが非常に重要なのではないかなと思っております。

最後になりましたけれども、A Iの安全性について、私、A Iセーフティ・インスティテュート（A I S I）の所長もしておりますけれども、今、高橋会員の質問に対する御返答はしていただきましたが、不安に思う要素というのが、技術によるところ、それから透明性によるところというのは非常に多くあると思っております。これをいろいろな日本にある組織でばらばらにやっているというのが非常によろしくないと思っておりますので、個人情報保護を、あるいはA Iの安全性を見るところというのは、省庁や委員会をまたいで連携して、日本でしっかりと安全を守る、あるいはプライバシーを守る技術というものを、最先端のものを取り入れていく、そういった組織にしていければと思っております。

私からは以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。A I S Iの所長の立場でも御説明いただき感謝しております。

それでは、石川会員、お願いします。

○石川会員 石川です。手短に3点だけお話しさせていただこうかなと思います。

小林会員の資料の2ページで、赤の「プライバシー対応に起因」と、青の「情報セキュリティ対応に起因」という二つに分けていただいているところがあります。最近、実務対応していると、青のほうに注目が行きがちなのですが、赤で書かれている「プライバシー対応に起因」のほうを気をつけなければいけないということを強調しておきたいということで、紹介させていただきます。

この点との関係で、「チェックリスト型」から「リスクベース型」への移行が議論されてきているところ、リスクベースというと法律上は完璧には適法ではないけれどもリスクベースだからやっても良いという方向にどうも流れがちのところがありますが、そういうものではなくて、リスクベースの前提としては、適法であることがもちろん前提で、リス

クベースだからといって何か疑義があることができるようになるものではないということ  
は、きちんと明確にした上で、議論をしていくべきであると思います。

そして、いわゆる法律の文言に直接違反するかというだけではなく、リスクベースでの  
検討が、正に技術革新により新たなリスクの発現を伴うデータ処理が行われる現在の環境  
において必要なのか、必要であるとして、その検討のためのP I Aが自発的な取組では普  
及しないのだとすると、P I Aをある意味、法制度化していくことを検討していかなけれ  
ばいけないということなのかなと思っております。そもそも「リスクベース型」での検討  
というものが、ベストプラクティスということではなくて、正に権利を保護するために必  
要なのかどうなのか、そしてそれが自発的には実現できないのかといったところを、今後、  
検討できると良いのかなと思います。

もう一つがP E T sに関する議論で、非常に参考になる御発表でとても勉強になりました。

従前、P E T sの技術を使うことによって、法律の適用を受けないようにできるかもしれ  
ないといった議論がなされたものの、そのような整理は難しいといったことであつたよ  
うにも記憶しております。もっとも、今の文脈でいきますと、P E T sを使うことによっ  
てプライバシーのリスクを低減できるものが幾つかあると認識をしております。法律の  
適用を回避する目的での法令遵守対応というよりは、プライバシーのリスクを低減し、デ  
ータ利活用を促進するという観点からのP E T sの活用というものがもっとあっても良い  
のではないかなと思います。

A Iによるデータ処理といったところで欧州の議論を少し紹介するならば、正にデジタ  
ル・オムニバス法案と呼ばれる法案の中で、A Iの開発・利用のためのデータ処理を適法  
化する一つの要素として、最先端のプライバシー技術が適切な保護措置の一つとして例示  
されています。これをもし日本の文脈に置き換えるならば、今後、A Iに関して何らか法  
規範で定めるといったようなときに、それがガイドラインなのか何なのか、そういったと  
ころでP E T sの利用というものが一つ参考になるといったようなところが紹介できたり  
するとP E T sを法制度の中に位置づけられて良いのかなと思いました。

そして、最後に、データの利活用ということで行くと、本人起点のデータの利活用とい  
うことが重要だと思うのですけれども、データを共有していくという場面になると、プラ  
イバシーであったり、営業秘密とのぶつかり合いというものが必ず出てくると思います。  
ただ、今回御説明いただいたプライバシーガバナンスとP E T sの中で出てきている秘密  
計算のような技術で行きますと、生データは共有するけれども情報は伝わらない、そして  
生データへのアクセス自体を制限できると、正に成果だけを共有するようなデータ共有の  
環境というものができる可能性があり、データ共有による弊害として指摘されるリスクが  
低減できる可能性があるのではないかなと思っております。その辺り、データ利活用を実  
現していく際に、こういった技術がより普及、議論されていくということが重要なかな  
と思いました。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、関会員、お願いいたします。

○関会員 コメントのお時間をいただきありがとうございます。新経済連盟の関です。

まず、小林さん、高橋さんのプライバシーガバナンスに関する御説明ありがとうございました。御説明の中には非常に重要な論点が含まれていると思います。適切なデータ利活用を推進するための体制整備は非常に大切かと思えます。

その上で、実務における取扱いや、データ利活用とのバランス、そういったことを考えると難しい面も結構あるのだろうなと理解しました。例えば、そもそもガバナンス上NGかどうかの線引きみたいな、具体的な線引きはどう考えるべきかは、まだ私もよく分かりませんが、そこでP E T sを使って何かそれを変える、負荷を低減するみたいなことが果たして可能なかどうか、そういったことについてはもっと研究を深めていきたいと思っています。そういう意味では、新経済連盟におきましても、引き続き会員企業等と意見交換などをして研究していきたいと思っていますので、フィードバックすべきものがあれば個人情報保護委員会等に連絡したいと思えます。

もう1点です。個人情報保護法の3年ごと見直しの制度改正方針について意見がございします。昨年3月5日に公表された個人情報保護法の制度的課題に対する考え方と比較しますと、一部の内容については経済界からの意見も踏まえていろいろ研究いただいたという状態だと認識しております。ただ、一方で、まだ懸念といいますか、心配も残ってしまし、新たな規制については対象範囲が広過ぎるということになるのではないかと、あるいは規制緩和とされていることについても、本当にデータ利活用につながるのか、まだまだ懸念が残る論点があると認識しております。これらいずれもビジネスに大きな影響を与えるというものであるにもかかわらず、議論がまだまだ深められていない部分があるということはずいぶん善処願いたいと思えます。

もう少し具体的に言いますと、法執行に当たっての基本的な考え方、すなわち、どのような点に着目し、何を悪質と捉えて執行するのか、それ以外の事案にも広がるのかといったようなことがまだ不透明で、規制対象が広がる懸念が強いです。こういったものとか、実務実態に照らすと特段大きな問題は起きていないにもかかわらず、事業者が過大な負担を強いられる可能性のあるもの、こういったものが含まれていると感じております。

その中でも特に指摘したいのは、子供の情報に関する新たな規制、それからCookie IDへの規制強化、課徴金の対象範囲については強い懸念が残っております。今後、具体的にどのような法律改正の条文、あるいは下位法令も含めた改正条文、それを想定しているかにもよると思うのですが、ビジネスへの影響やデータ利活用の可能な範囲等が変わってきますので、個人情報保護委員会ははじめ、政府におかれましては、引き続きステークホルダーとの透明性のある実態に即した十分な議論をお願いしたいと思えます。

最後に、政府全体のデータ戦略やデータ利活用のための制度設計の在り方に関する議論

も踏まえまして、個人情報保護とデータ利活用促進との一体的な制度改正がなされることをぜひお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○宍戸会長 ありがとうございました。承りました。

それでは、別所会員、お願いいたします。

○別所会員 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

今、一番の課題は、AIによってこの社会がどう変わっていくのかという部分と、それに関連して個人情報がどのように取り扱われていくのかというところだと思っています。技術進歩がものすごく速かったので、特にこの2年ぐらい速かったので、なかなかそのスピードに追いついていく議論ができていくのかどうかというところが、一番の大きな懸念だと思っています。今もまだ懸念は残っておりますし、ただ、幸い、今ようやく一瞬ですけれども技術的な踊り場に来ている状態でもありますので、この1年ぐらいかけて、今までの技術水準に照らした議論を深めることができるチャンスかなと思っていますので、その機会を使っていろいろAIをめぐることを考えていただくのが重要かなと思っています。AI本体だけではなくて、AIエージェントは恐らく今年かなりのスピードで広がっていくと思っていますので、そういうものがもたらすインパクトをきちんと見定めるべきタイミングではないかなと思っています。

一方で、日本は残念ながら基盤モデルの根幹の部分を開発放棄しているに等しい状態になっています。基盤モデルを持たない国がどういう形でデータを守れるのかというところを、きっちり考えていく必要があるのではないかなと思っていますので、この辺りをきちんと見ていくということが重要かなと考えています。

あわせて、データ収集のスピードが極めてスピードアップしていくと思っています。その中で、リアルワールドデータの収集というのはかなり集まってくるだろうと思っていますので、リアルワールドデータの中に含まれている個人情報というのはどのように取り扱われていくのかというところも、併せて注視していく必要があるのではないかなと。この辺の懸念を見ながら、今回の法改正のところもいろいろな意見を出ささせていただければと思っています。

もう1点、小林会員のほうからいろいろ御示唆に富む御発表をいただいて、個人的な見解ですけれども、ガバナンスの体制をプライバシーの保護のために作るということでは、多分企業の中で回らないと思っています。企業にとってはコーポレートガバナンスの中にいかに組み入れるかということが重要だと思っていますし、内部統制の基本方針の中にプライバシー保護のための体制というのを仮に組み入れることができていないのであれば、その会社の構造上の問題もあるのではないかなと思っています。これは企業側の課題だと認識しておりますけれども、きちんと企業のコーポレートガバナンスの体制の中にどのように組み入れていくのかというところが重要だと思っています。

もちろんコーポレートガバナンス、もう既にリスクベースでいろいろな評価をするよう

な仕組みを各社取り入れているわけですから、その中に個人情報の取扱い、プライバシーの取扱いというものをきっちり組み入れていって、リスク管理の一環として対応していくということが最も望ましい姿ではないかなと考えております。

E R M (※21)、エンタープライズリスクマネジメントの中で位置付けをして、それが内部統制の基本方針の中に組み入れられるというような形を目指していくというのが、恐らく会社、企業に期待されている部分かなと思っておりますので、その部分は企業側としても意識して進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(※21) E R M : Enterprise Risk Management (全社的リスクマネジメント)

○宍戸会長 ありがとうございます。

いただいた時間を超えているので大変申し訳ございませんが、石井会長代理からも御発言の御希望があるということですので、それも承りたいと思います。よろしくお願ひします。

○石井会長代理 ありがとうございます。お時間いただき恐縮です。

ほかの会員の方々の御発言等とかぶる点がありますが、感想を込めて3点ほど簡単にお話しさせていただこうと思います。

まず第1点目ですが、実体的なリスクベースのアプローチへの転換ですとか、ガバナンスの構築の方向性については、賛成という立場です。こうした考え方は、日本の個人情報保護法とGDPRの違いがかなり浮き彫りになってくる考え方の違いになっていくのだろうと思います。日本の個人情報保護法は、20年前を振り返ってみると、道路交通法ですとか手続法だといった説明がなされることもあって、その名残はまだ残っているのだろうと。他方、GDPRの管理者の義務には、元々ガバナンスの要素が組み込まれていて、バイデザインですとか、DPIA (※22) ですとか、DPOとか、侵害通知とかに、リスクベースのアプローチが入っていました。この法律の性格の違いが、今、種類や量の増えているプライバシーリスクに対処できるかどうかの道を分ける原因になっているのではないかと思います。

法制度の在り方を考える上では、発想の転換が必要というのは、そのとおりだと思います。今回の制度改訂方針の中でも、リスクを考慮した御提案がなされていますが、ガバナンスの観点からすると、もっとふかんな見方から、バイデザインですとかPIAを裏付けるような法的根拠は必要になってくるのではないかと思います。

他方、個別リスクの捉え方については、個別の検討が必要になってきて、例えば16歳未満の者が本人である場合の同意について、法定代理人を対象にすることを明文化すると、かえって本人にプライバシーとプライバシープラスアルファのリスクを与える可能性も出てくるのではないかと思います。

第2点目、リスクベースですとかガバナンスの議論が、営利企業の中でも大企業向けの議論ではないかなというような印象を強く持ちました。小林会員の資料で中小企業のガバ

ナンスの取組状況も挙がっていますが、実際のレベル感ですとか取組内容には相当な違いがありそうだと思います。さらに業種の問題もあって、大学に所属する立場からすると、事業者等の「等」に入るのかなと思っていたのですが、個人情報の取扱いに関する一元的な仕組みづくりですとか、体制をつくるというのはあまり現実的ではないだろうと思います。トップダウンの強い大学もあれば、そうでない大学もありますし、構造上の問題はたっぷりありそうだなと思いました。それから、病院ですとか学校なども、企業向けのガバナンスのパッケージでは動かない感じがありますので、個別の業種で機微な情報を扱う分野において、どういう対応が考えられるのかということも視点として重要かなということです。

第3にプライバシーテックですが、その考え方を下支えするのが、やはりプライバシーデザインとかいったものになってくるのだろうと思います。このプライバシーデザインは、元々は事前に保護措置を組み込んで、違反のリスクを減らすという考え方に基づく仕組み、考え方になっていて、1990年代ぐらいの段階から、P E T s とか P I A とかがプライバシーの実装方法として挙げられてきました。

問題は法的位置付けをどうするかですが、リスク低減と位置付けるのか、規制緩和につなげるのかによって大きく議論の仕方が変わってくるだろうと思います。P E T s というのは、漏えい報告の緩和には当てはまりやすいものの、日本の法律の特徴になっている第三者提供制限はどうかという点、そこは別の議論が必要だと思いました。リスクを低減するのではなく解消したと言えるのかですとか、アカウントビリティーが確保できるのかですとか、A I を含む技術発展を見据えたリスクをどう捉えるのかということ、もう少し分析的に考える必要があるのではないかということです。

基本的には、P E T s に含まれる技術実装というのは、リスク低減ですとかアカウントビリティーを高める措置として捉えるというのが基本的な姿勢になってくると思います。長くなりましたが、私からは以上になります。

(※22) D P I A : Data Protection Impact Assessment (データ保護影響評価)

○宍戸会長 石井会長代理、ありがとうございました。

それでは、時間を超しておりますが、私のほうから、本日の会合の受け止めを申し上げたいと思います。

まず、小林会員、高橋会員、非常に貴重なプレゼンテーションをありがとうございました。

小林会員からは、事業者のガバナンスの在り方、そして課題を、日本企業の実情に即してお話をいただいたと思います。また、高橋会員からは、私も P E T s 、 P E T s とよく言ったり聞いたりするわけですが、そもそも P E T s の捉え方、それがまた社会とか法にとって持つ意義とか効用についても、分かりやすく整理をしていただき、議論を喚起していただいたものと思います。

その後の意見交換では、例えば消費者の目線という観点から見たときに、A I を含む現

在のデジタルエコノミー、また、その中での個人情報取扱いに対する不安がある中で、データの利活用と消費者の保護をトレードオフではなくて両立させていくという観点から、P E T s への期待と、同時にP E T s の理解を深めるための取組の必要性について、幾つか御指摘、御意見があったように思います。

また、経済界ないし事業者の目線で今日のお話を受け止めるときに、「チェックリスト型」ではなくという小林会員の御指摘が非常に示唆的だったと思うのですが、要は事業者の方が、高橋会員の言い方で言うと、利用の是非判断を的確に行う。そして、原理原則に基づいて、しっかり利用者を保護しながらデータを利活用していくというためにどうあるべきなのか、事業者の中でどうあるべきなのか、また、そのためにルールがどうあるべきなのかについて御指摘をいただいた、議論が重ねられたと思います。

また、このプライバシーガバナンスの話は、単独ではなくて、企業のコーポレートガバナンスあるいはガバナンス全体の中で、情報セキュリティ等、様々な隣接するリスクへの対応も含めて、一体的・合理的になされる必要も御指摘をいただきましてと思います。

このような広く「リスクベース型」のアプローチに、P E T s をうまく組み込んでいくための制度の在り方については、期待する御指摘が多かった一方で、中小企業あるいは業種・業態ごとの違いも考慮すべきではないかといった御指摘も様々いただきました。なぜ、これまで「リスクベース型」への転換、またP E T s の法制度への組み込みがうまくいかなかったのかという厳しい御指摘もいただきましたけれども、その課題を分析しながら、正にこういった場で議論を引き続き重ね、また、御指摘などをいただきながら、中長期の検討を重ねていくことができればと思っております。

その他、個人情報保護法、個人情報保護委員会の取組、あるいは政府全体のデータ利活用戦略等についても様々御指摘をいただきましたけれども、これは個人情報保護委員会として受け止めながら、さらに皆様とこういった有意義な議論を重ねていければと思っております。

もう少しだけ、私のほうから、次回以降のことについてお諮りをしたいと思います。

令和7年度、2回の会合、そして1回の準備会合をさせていただいたわけですが、来年度、令和8年度の懇談会につきましては、大枠のテーマといたしましては、個人情報保護政策の検討の前提となりますステークホルダー間の信頼関係、トラストに引き続き着目をして、大きな議論をさせていただきたいなと思います。特に、本日、A I 等の新技術、また、E U のデジタル・オムニバス法など国際情勢のお話がありました。こういったものに的確に対応しながら議論を重ねていきたいなと思います。

そこで、来年度の大枠のテーマとしては、「A I 等のデジタル化進展におけるサービス利用者とサービス提供者の新たな信頼関係の構築に向けて」という題で進めさせていただきたいなと思います。

それが次年度の統一テーマでございますが、その上で次回の懇談会でございます。

「個人情報を扱うデジタルサービスの動向等」を議題として議論を深めていきたいと思

ます。これにつきまして、あらかじめ石井会長代理にお願いいたしまして、「デジタルサービスと個人情報」について、プレゼンテーションしていただきたいということで御快諾をいただいたと承知をしておりますが、プレゼンテーションをいただいた上で意見交換をしていただきたいと思っております。詳細はまた事務局から御連絡を差し上げたいと思います。

最後に、本日の懇談会の意見交換等の概要につきましては、後ほど16時半頃より、私から記者ブリーフィングをさせていただきたいと思っております。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。事務局より連絡事項等あればお願いをいたします。

○戸梶課長 事務局から2点ほど御連絡させていただきたいと思えます。

1点目でございます。本日の配付説明資料につきましては、委員会ホームページでの公開を予定しております。加えて、今、会長からございましたけれども、16時半から会長に記者ブリーフィングを行っていただきますので、その際に配付させていただきたいと思っております。

また、本日の議事録及びプレゼンテーションといただいた御意見をまとめた概要資料、前回は概要資料を作っておりますけれども、これを事務局のほうで作成いたしまして、後日、会員の皆様に御確認をいただければと思えます。その上で公表予定としております。

それから、2点目でございます。来年度、令和8年度のテーマと開催に向けての会長からお話ございましたけれども、次回の懇談会の日程につきましては、令和8年9月頃を目途として開催させていただければと思っております。詳細は、また改めて事務局から御連絡させていただきたいと思えます。

本日は大変お忙しい中、熱心に非常に密度の濃い議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

○宍戸会長 ありがとうございました。

先ほど事務局からもございましたが、個人情報保護委員会にとって非常に実りある様々な示唆に富む議論をいただいたと、改めて感謝申し上げたいと思えます。今年度、準備会合1回、それから本会合を2回やらせていただきましたけれども、本日、時間超過したところから分かりますとおり、私の進行が拙く、また、委員会事務局も手探りでやっているところがございますけれども、次年度も、引き続き、この会合、それからそれ以外も含めて御指導、御協力を賜ればと思っております。

本日は、本当にありがとうございました。